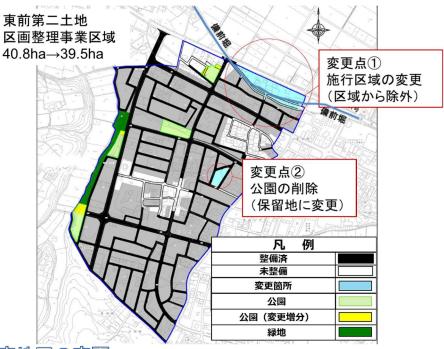
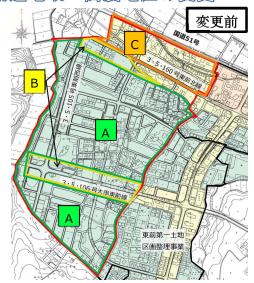
水戸・勝田都市計画の決定・変更のお知らせ

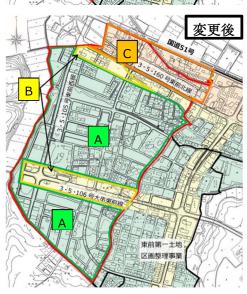
東前第二土地区画整理事業、用途地域、高度地区の変更及び東前第二地区地区計画の決定を行いました。

東前第二土地区画整理事業の変更



開途地域・高度地区の変更





A	変更前	変更後
用途地域	第一種低層住居専用地域	変更なし
	建蔽率 40%	建蔽率 50%
内容	容積率 80%	容積率 100%
В	変更前	変更後

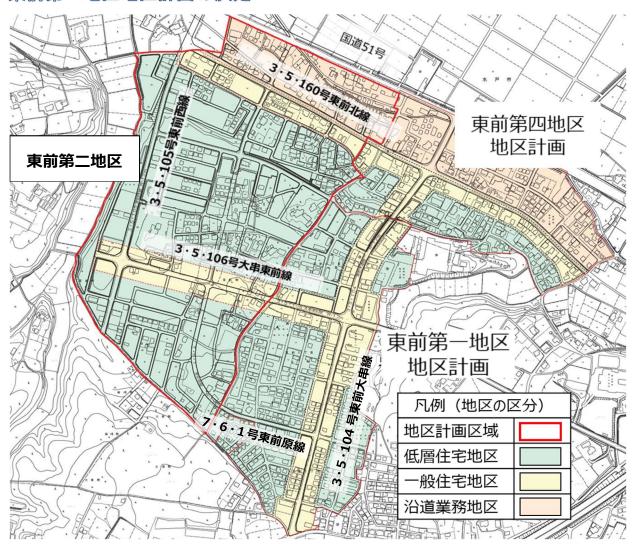
В	変更前	変更後	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	
	建蔽率 40%	建蔽率 60%	
内容	容積率 80%	容積率 200%	

С	変更前	変更後	
用途地域	第一種低層住居専用地域	準住居地域	
制限の	建蔽率 40%	建蔽率 60%	
内容	容積率 80%	容積率 200%	

С	変更前	変更後
用途地域	第一種住居地域	準住居地域
制限の	建蔽率 60%	建蔽率 60%
内容	容積率 200%	容積率 200%

凡例			
東前第二土地区画整理事業区域			
用途地域		高度地区	
第一種低層住居専用地域		なし(絶対高さ10m以下)	
第一種住居地域		第2種高度地区(20m以下)	
準住居地域		第3種高度地区(25m以下)	

東前第二地区地区計画の決定



(地区計画の主な内容)

(70E-01E	07 T (Q 3 D /		
	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道業務地区
用途の制限 (建築不可)	地区計画での制限なし	・工場(建築基準法施行令第130条の6に 定めるものを除く) ・ボーリング場、スケート場、水泳場その 他これらに類する政令で定める運動施設 ・ホテル又は旅館 ・自動車教習所 ・床面積の合計が15㎡を超える畜舎	・自動車教習所・床面積の合計が15㎡を超える畜舎
敷地面積の 最低限度	200m²		_
壁面の位置 の制限	外壁等の面から都市計画道路3·5·160号東前北線及び3·5·106号大串東前線の 道路境界線までの距離を 1.5m以上 とする。		
建築物の形 態又は意匠 の制限	外壁は刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする		_
垣又は柵の構造の制限	生垣	望又は柵は,以下に掲げるものとする 鉄柵及び金網等で道路境界側に幅60cm以 きもの	_